

受取書発行にかかるお知らせ

【必ず行います】

2020年4月1日

- J A 職員が、訪問先または店舗窓口において、お客さまから現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりする際は、当 J A 所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」をお渡しします。
- 定期積金の掛金をお預かりする際には、当 J A 所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」をお渡しし、定期積金証書の裏面の掛込領収欄に、お取引日の領収日・領収印を押印します。
- 例外なく、定期的な担当者の変更を実施します。

【決して行いません】

- 当 J A 職員が当 J A 所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」以外の名刺やメモ等を受取書の代わりとして現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりすることはありません。
- お客さまのご印鑑をお預かりすること、キャッシュカードの暗証番号をお聞きすることはありません。
- お借入れの担保品となる場合を除き、通帳・証書等の重要物を長期に渡りお預かりすることはできません。

【お客さまへのお願い】

- 「受取書」「定期積金掛込専用受取書」の記載内容・お取引日に誤りがないか十分ご確認ください。
- 当 J A 所定の「受取書」は、お客さまへ現金をお届けあるいは重要書類等をお返す際に、引き換えに回収しますので、それまで大切に保管してください。
- 通帳・証書等をお受け取りの際は、内容に誤りがないかご確認ください。通帳は、少なくとも月に 1 回はご記帳いただくことをお勧めいたします。ご記帳は最寄りの J A の ATM、窓口をご利用ください。
- 当 J A 職員が、万一、受取書をお渡ししない等、お客さまとの対応について、ご不明・ご不審な点がございましたら、集金担当者にお問い合わせせずに、直接、当 J A 窓口までご連絡ください。